

新潟中央病院（病院利用者用）無線 LAN サービス利用規約

制定：平成 30 年 4 月 1 日

（目的）

第1条 本規約は、病院利用者（以下、「利用者」という。）の利便性の向上を図ることを目的に新潟中央病院（以下、「病院」という。）が整備した無線 LAN（Wi-Fi）サービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（サービスの内容）

第2条 本サービスの利用場所は、「Wi-Fi 掲示案内」がされている場所とする。

(2) 本サービスの利用料金は無料とするが、インターネット上の有料サービスは利用者の負担となる。

（利用者が準備するもの）

第3条 本サービスの利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院からの機器等の貸出しは行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピューター等
- (2) Wi-Fi インターフェース

（本サービスの利用）

第4条 利用者は、本規約に同意しなければ、本サービスを利用してはならない。

- (2) 本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。
- (3) 病院は、設定等に関し、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (4) 本サービスについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

（禁止事項）

第5条 利用者は、本サービスの利用にあたっては、次の行為を禁止する。

- (1) ユーザーID 及びパスワードの第三者への譲渡、貸与
- (2) プライバシーおよび著作権、肖像権等を侵害する行為
- (3) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- (4) 詐欺などの犯罪行為や法令に違反する行為
- (5) 営利目的の行為
- (6) 本サービスへの不正な利用又はそれを助ける行為
- (7) 他のプログラムやデータ等を改変又は破壊する行為
- (8) その他法令および社会慣行に反する行為

（運用の停止、中止）

第6条 病院は次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの運用の停止、中止をすることができる。

- (1) 本サービスのシステム保守又は工事を行うとき
- (2) 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責等)

第 7 条 本サービスの利用及び利用停止により、利用者又は第三者が被った被害については、病院はその責を一切負わない。

- (2) 病院は、利用者等が本サービスを通じて得る情報等は、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- (3) 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、Wi-Fi を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他 Wi-Fi に関連して発生した利用者の損害について、病院はその責を一切負わない
- (4) 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により本サービスを利用出来ない場合についても、病院はその責を一切負わない
- (5) 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院はその責を一切負わない

(利用の制限)

第 8 条 病院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のインターネット及び利用ログを記録し、又は特定のインターネットへの接続を制限することができる。

(運用の維持)

第 9 条 病院では、本サービスの使用状況を把握するために、下記の機器及び利用状況等の把握は、本サービスのサーバーにて管理するが、その情報が他の利用者や第三者へ情報漏洩等しても、病院はその責を一切負わない。また、その取得した情報は、本サービス運用の改善のため使用することがある。

- (1) 機器名称等
- (2) Wi-Fi アドレス (MAC アドレス、IP アドレス) 等
- (3) WEB サイトアクセス履歴 等

(裁判管轄)

第 10 条 本サービスに関連して、利用者と病院との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

- (2) 前項の協議をしても解決しない場合、新潟地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第 11 条 病院は、必要があると認めるときは予告なくこの規約を変更できるものとする。

本規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は変更後の規約に同意したものとみなす。

(事務局) 本規約に関する主管部署は、総務課とする。

(改廃)

第 13 条 本規約の改廃は、患者サービス改善委員会を経て、委員長の承認をもって行う。

附則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。